横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限に関する事務手続要綱（平成22年9月30日都知ま第1086号）新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| 第３章　都市緑地法に基づく建築物の緑化率に関する制限についての手続（緑化率の適用除外に関する許可の申請書）第19条　規則第13条第１項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の適用除外に関する許可申請書（様式（緑化率）第１号）とする。（緑化率の適用除外に関する許可又は不許可の通知）第20条　市長は、規則第13条第１項の規定による申請があった場合は、申請内容が条例第19条第４項第２号から第４号までの規定に適合するかどうかを審査しなければならない。２　市長は、前項の審査の結果、適合すると認めたときは、当該申請者に緑化率の適用除外に関する許可書（様式（緑化率）第２号）を交付しなければならない。３　市長は、第１項の審査の結果、適合しないと認めたとき、又は当該申請に係る書面の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化率の適用除外に関する不許可書（様式（緑化率）第３号）を当該申請者に交付しなければならない。４　規則第13条第１項の規定による申請から第２項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、30日間とする。（緑化施設是正命令書等の交付）第21条　市長は、条例第22条第１項の規定による是正命令又は同条第２項の規定による是正要請を行う場合は、当該命令又は要請を受ける者に対して、緑化施設是正命令（要請）書（様式（緑化率）第４号）を交付しなければならない。（緑化率に関する報告及び立入検査の通知）第22条　市長は、規則第14条第１項の規定による報告の請求又は同条第２項の規定による立入検査を行う場合において、当該報告の請求又は立入検査を受ける者に対してあらかじめ書面で通知するときは、緑化施設　報告請求、検査実施通知書（様式（緑化率）第５号）によるものとする。２　規則第14条第１項の規定により報告を請求された者は、緑化施設状況報告書（様式（緑化率）第６号）により報告するものとする。（緑化施設の工事の認定の申請書）第23条　規則第15条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化施設工事完了延期認定申請書（様式（緑化率）第７号）とする。（緑化施設の工事の認定又は認定をしない旨の通知）第24条　市長は、規則第15条の規定による申請があった場合は、申請内容について都市緑地法第43条第１項の認定をするかどうかを審査しなければならない。２　市長は、前項の審査の結果、認定するときは、当該申請者に緑化施設工事完了延期認定書（様式（緑化率）第８号）を交付しなければならない。３　市長は、第１項の審査の結果、認定しないとき、又は当該申請に係る書面の記載によっては認定するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書（様式（緑化率）第９号）を当該申請者に交付しなければならない。４　規則第15条の規定による申請から第２項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15日間とする。（認定を受けた緑化施設の工事の完了届）第25条　規則第16条第１項及び第２項に定める同条第１項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化施設工事完了届（様式（緑化率）第10号）とする。（認定を受けた緑化施設の工事の完了確認の通知）第26条　市長は、規則第16条第１項の規定による届出があった場合は、当該緑化施設に関する工事が完了し条例第19条又は第20条の規定に適合していることを審査し、確認しなければならない。２　市長は、前項の確認の結果、当該緑化施設に関する工事が完了し、かつ適合していると認めたときは、当該申請者に緑化施設工事完了確認通知書（様式（緑化率）第11号）を交付しなければならない。（緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請書）第27条　規則第17条第１項（第31条第３項において準用する場合を含む。）に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率適合証明申請書（様式（緑化率）第12号）とする。（緑化率の最低限度に関する証明通知書の交付）第28条　市長は、規則第17条の規定による申請があった場合は、申請内容が条例第19条又は第20条の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。２　市長は、前項の審査の結果、適合すると認めたときは、当該申請者に緑化施設適合証明通知書（様式（緑化率）第13号）を交付しなければならない。３　市長は、第１項の審査の結果、適合しないと認めたとき、又は当該申請に係る書面の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設適合証明をしない旨の通知書（様式（緑化率）第14号）を当該申請者に交付しなければならない。４　規則第17条の規定による申請から第２項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15日間とする。（緑化率の証明等に関する名義変更届）第29条　規則第18条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する名義変更届（様式（緑化率）第15号）とする。（緑化率の証明等に関する取下届及び取止届）第30条　規則第19条第１項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する取下届（様式（緑化率）第16号）とする。２　同条第２項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する取止届（様式（緑化率）第17号）とする。（規則第17条の規定によらない緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請）第31条 条例第19条又は第20条の規定が適用となった建築物の維持保全をする者は、当該建築物の緑化施設を変更しようとするときは、その計画が条例第19条又は第20条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。２　規則第19条第２項の規定による届出を行った者及び条例別表12(あ)欄に掲げる区域において既存の建築物を維持保全する者は、当該建築物の緑化施設又はその計画が条例第19条又は第20条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。３　規則第17条の規定は、前２項の規定に基づき申請する場合について準用する。４　第28条の規定は、前項において準用する規則第17条の規定による申請があった場合について準用する。 第４章　省略第５章　省略附　則この要綱は、平成22年10月１日から施行する。附　則（令和３年４月１日都地ま第1455号）この要綱は、令和３年４月１日から施行する。 | 第３章　都市緑地法に基づく建築物の緑化率に関する制限についての手続（緑化率の適用除外に関する許可の申請書）第19条　規則第13条第１項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の適用除外に関する（変更）許可申請書（様式（緑化率）第１号）とする。次条第２項に規定する許可の交付後、建築物の建築計画及び緑化計画を変更しようとする場合も、同様とする。（緑化率の適用除外に関する許可又は不許可の通知）第20条　市長は、規則第13条第１項の規定による申請があった場合は、申請内容が条例第19条第４項第２号から第４号までの規定に適合するかどうかを審査しなければならない。２　市長は、前項の審査の結果、適合すると認めたときは、当該申請者に緑化率の適用除外に関する許可書（様式（緑化率）第２号）を交付しなければならない。３　市長は、第１項の審査の結果、適合しないと認めたとき、又は当該申請に係る書面の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化率の適用除外に関する不許可書（様式（緑化率）第３号）を当該申請者に交付しなければならない。４　規則第13条第１項の規定による申請から第２項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、30日間とする。（緑化施設是正命令書等の交付）第21条　市長は、条例第22条第１項の規定による是正命令又は同条第２項の規定による是正要請を行う場合は、当該命令又は要請を受ける者に対して、緑化施設是正命令（要請）書（様式（緑化率）第４号）を交付しなければならない。（緑化率に関する報告及び立入検査の通知）第22条　市長は、規則第14条第１項の規定による報告の請求又は同条第２項の規定による立入検査を行う場合において、当該報告の請求又は立入検査を受ける者に対してあらかじめ書面で通知するときは、緑化施設　報告請求、検査実施通知書（様式（緑化率）第５号）によるものとする。２　規則第14条第１項の規定により報告を請求された者は、緑化施設状況報告書（様式（緑化率）第６号）により報告するものとする。（緑化施設の工事の認定の申請書）第23条　規則第15条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化施設工事完了延期認定申請書（様式（緑化率）第７号）とする。（緑化施設の工事の認定又は認定をしない旨の通知）第24条　市長は、規則第15条の規定による申請があった場合は、申請内容について都市緑地法第43条第１項の認定をするかどうかを審査しなければならない。２　市長は、前項の審査の結果、認定するときは、当該申請者に緑化施設工事完了延期認定書（様式（緑化率）第８号）を交付しなければならない。３　市長は、第１項の審査の結果、認定しないとき、又は当該申請に係る書面の記載によっては認定するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書（様式（緑化率）第９号）を当該申請者に交付しなければならない。４　規則第15条の規定による申請から第２項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15日間とする。（認定を受けた緑化施設の工事の完了届）第25条　規則第16条第１項及び第２項に定める同条第１項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化施設工事完了届（様式（緑化率）第10号）とする。（認定を受けた緑化施設の工事の完了確認の通知）第26条　市長は、規則第16条第１項の規定による届出があった場合は、当該緑化施設に関する工事が完了し条例第19条又は第20条の規定に適合していることを審査し、確認しなければならない。２　市長は、前項の確認の結果、当該緑化施設に関する工事が完了し、かつ適合していると認めたときは、当該申請者に緑化施設工事完了確認通知書（様式（緑化率）第11号）を交付しなければならない。（緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請書）第27条　規則第17条第１項（第31条第３項において準用する場合を含む。）に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率適合証明（変更）申請書（様式（緑化率）第12号）とする。次条第２項に規定する通知書の交付後、建築物の建築計画及び緑化計画を変更しようとする場合も、同様とする。（緑化率の最低限度に関する証明通知書の交付）第28条　市長は、規則第17条の規定による申請があった場合は、申請内容が条例第19条又は第20条の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。２　市長は、前項の審査の結果、適合すると認めたときは、当該申請者に緑化施設適合証明通知書（様式（緑化率）第13号）を交付しなければならない。３　市長は、第１項の審査の結果、適合しないと認めたとき、又は当該申請に係る書面の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設適合証明をしない旨の通知書（様式（緑化率）第14号）を当該申請者に交付しなければならない。４　規則第17条の規定による申請から第２項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15日間とする。（緑化率の証明等に関する名義変更届）第29条　規則第18条に定める同条各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する名義変更届（様式（緑化率）第15号）とする。（緑化率の証明等に関する取下届及び取止届）第30条　規則第19条第１項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する取下届（様式（緑化率）第16号）とする。２　同条第２項に定める同項各号に掲げる事項を記載した書面は、緑化率の証明等に関する取止届（様式（緑化率）第17号）とする。（規則第17条の規定によらない緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請）第31条 条例第19条又は第20条の規定が適用となった建築物の維持保全をする者は、当該建築物の緑化施設を変更しようとするときは、その計画が条例第19条又は第20条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。２　規則第19条第２項の規定による届出を行った者及び条例別表12(あ)欄に掲げる区域において既存の建築物を維持保全する者は、当該建築物の緑化施設又はその計画が条例第19条又は第20条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。３　規則第17条の規定は、前２項の規定に基づき申請する場合について準用する。４　第28条の規定は、前項において準用する規則第17条の規定による申請があった場合について準用する。 第４章　省略第５章　省略附　則この要綱は、平成22年10月１日から施行する。附　則（令和３年４月１日都地ま第1455号）この要綱は、令和３年４月１日から施行する。　附　則この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。 |